

酒田市長 丸 山 至 様

酒田市監査委員 加 藤 裕



酒田市監査委員 高 橋 千代夫



定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、次のとおり定期監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知くださるようお願いいたします。

記

1 監査対象課及び監査期間

監査対象課	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日
健康福祉部 福祉課	9月30日	10月23日～ 12月13日	11月12日
健康福祉部 子育て支援課	9月30日	10月23日～ 12月13日	11月13日
健康福祉部 健康課	9月30日	10月23日～ 12月13日	11月15日
健康福祉部 介護保険課	9月30日	10月23日～ 12月13日	11月14日
健康福祉部 国保年金課	9月30日	10月23日～ 12月13日	11月15日
健康福祉部 酒田看護専門学校	9月30日	10月23日～ 12月13日	11月15日

2 監査の範囲

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、特に文書により指摘すべき事項は下表のとおりである。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意又は改善を促した。

監査対象課	監査結果	
健康福祉部 福祉課	指摘事項	<p>生活保護法に基づく費用返還金に係る督促状について、財務規則第42条において、(1) 歳入調定権者は、歳入を納期限までに納付しない者があるときは、納期限後20日以内に督促状を交付して督促しなければならない。(2) 前項の規定により交付する督促状に指定すべき納期限は、当該督促状を発行する日から起算して10日を経過した日としなければならないと規定している。</p> <p>しかし、担当課が交付した督促状は、発行の決裁をまとめて行い返還決定通知の納期から交付までの期間が長いもので2か月を超えるもの、指定納期限についても発行から1週間のものなど、財務規則に則っていないものが多数見受けられた。督促状の納期は、時効に大きく関係し、裁判で争われる可能性のあるものなので、個別の決裁とするなど財務規則に則って執行すること。</p> <p>また、督促手数料条例第2条及び第3条により、督促状を発行した際は1通につき70円を滞納金と同時に徴収するとなっているが、従来から全く徴収されていなかった。督促状に督促手数料を記載するなど納付者に分かり易い対応で徴収すること。</p>
健康福祉部 健康課	指摘事項	<p>酒田市民健康センター受水槽高架水槽清掃点検業務委託について、担当課が作成した仕様書の認定伺の予定価格は65,000円(税抜)となっているが、設定した予定価格を超えた68,000円(税抜)で契約を締結していた。予定価格を確認した上で、契約を行う必要があったにもかかわらず、その手続きを怠っていた。</p> <p>今後こうした事態が起こることがないように、入札(見積)事務及び落札者の決定に係る事務処理は適正に行うこと。</p>

<p>健康福祉部 健康課</p>	<p>指摘事項</p>	<p>健康課で医療機関等に委託している各種健康診査は、契約上、受託者が健康診査料徴収金（受診者の自己負担分）を徴収した上で、すみやかに健康課に報告し、酒田市会計口座に徴収日から7日以内に納入するものとされている。</p> <p>しかし、やまがた健康推進機構庄内検診センターで実施された分については、前々年度から、徴収日から7日以内に納入されず、月単位でまとめて翌月または翌々月金額の確定、納入が行われ、処理手続きが遅れているとして文書指摘していたにもかかわらず、今年度も納期から1か月以上かかったものが9月末までに166件中56件（33.7%）ほどあった。担当課は、契約上の報告期限を遵守するよう再三申し入れを行っているとのことだが、改善には程遠い状況であった。</p> <p>前々年度に引き続き改善されていないことは誠に遺憾である。改善できない理由を明確した上で、納期を遵守するよう庄内検診センターに指導すること。</p>
<p>健康福祉部 健康課</p>	<p>指摘事項</p>	<p>医師会十全堂に委託している酒田市各種健診業務及び医師派遣管理調整業務委託について、各種健診業務を除き、前年度までの保健衛生思想普及向上業務委託から、今年度は医師派遣管理調整業務委託に委託名称を変更していた。前年度は、実績報告を求めない委託契約は適正を欠いていることから、契約内容を見直すとともに、実効性のある実施計画書を受託者に提示するよう指摘した。担当課は実情にあった契約形態へ改め、実績報告の提出及び履行確認をした上で支払いをすることに変更したと回答しているが、業務内容を変更したにもかかわらず、契約額は前年度と同額の2,445千円となっており、医師派遣管理調整業務の人件費に係る時間が、医師の健診時間に比べ過大に積算されていた。</p> <p>健診に係る医師派遣管理調整業務内容は、実施計画に基づく日程、医師派遣数等の調整、医師会会員との派遣調整、健診派遣医師の報告や、健診派遣医師、医師会長との連絡調整などとなっているが、委託料の積算は、事務員と管理者の調整業務に係る延べ時間が852時間（事務員576時間、管理者276時間）となっている。一方、各種健診業務の委託料は、医師1人1回半日単位で、3か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診合わせて延べ健診時間は672時間となり、事務員と管理者の調整業務に係る延べ時間が、医師の延べ健診時間を180時間上回る状況となっていた。</p> <p>医師派遣管理調整業務に係る積算については、受託者に業務内容毎にかかる時間数の内訳を求め、健診業務の実態に合った時間数が検証すること。</p>

健康福祉部 子育て支援課	注意事項	<p>児童センタークライミングウォール保守点検業務委託について、受託業者が点検業務を他の業者に再委託していた。契約内容では再委託は原則禁止だが、あらかじめ書面で委託者の承認を得たときは可能となっているが、本業務の受託業者は再委託の承認の手続きを取っていなかった。</p> <p>通常、業務委託契約では、再委託の禁止条項が設けられている。今回も契約内容を確認すれば、再委託の手続きが漏れることはなかったと思われる。再委託の手続きを取るよう受託業者に指導するとともに、今後、同様なことがないよう契約内容を遵守すること。</p>
-----------------	------	---